

インターネット上の誹謗中傷等に対する施策について

1 背景

- インターネットの発達により、人権に関する問題が複雑化、多様化
- 発信者の匿名性、情報発信の簡易性といった特性を悪用した個人に対する誹謗中傷、差別を助長する表現など、人権に関わる問題が数多く発生

2 本県の対応状況

- 愛知県人権尊重の社会づくり条例に「インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援」の個別条項を設け、インターネット上の誹謗中傷等を未然に防止するための啓発や、インターネットモニタリング事業を実施
- 不特定多数を対象とした差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みについては、名古屋法務局へ削除要請

（1）インターネットモニタリング

- 2021年8月以降、毎年度、委託事業によりインターネット上の県内における誹謗中傷や差別を助長する書き込みの有無を確認
- 2025年度の実施状況は、以下のとおり

- ・実施期間 2025年4月1日から2026年3月31日まで
- ・対象分野 部落差別、外国人、障害者、性的少数者、感染症
- ・対象サイト 匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト
- ・実施方法 対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等を抽出
- ・検索頻度 週1回以上実施（現在、毎日実施）

- その他、主に部落差別に関する差別を助長する悪質で違法性の高い動画の確認のため、週1回程度、職員が目視で確認

（2）削除要請

- 不特定多数を対象とした差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みについては、愛知県から国の人権擁護機関である名古屋法務局へ削除要請

<インターネットモニタリング実施結果>

委託事業（2021.8.23～2026.1.31）（単位：件）

分野	報告件数	削除要請件数	削除された件数
部落差別	632	129	112
外国人	1,429	106	57
障害者	227	7	0
性的少数者	160	8	3
コロナ（感染症）	259	0	0
合計	2,707	250	172

職員による確認（2021年4月1日～2026年1月31日）（単位：件）

分野	削除要請件数	削除された件数
部落差別	150	134

※職員による確認は、2018年度から実施している。

（3）本県が名古屋法務局へ削除要請を行っている理由

- 「人権侵犯事件調査処理規定第8条」（法務省）
インターネットを悪用した人権侵犯事件については、「法務局長等が関係行政機関の通報又は情報に基づき、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする」とされている。
- 情報流通プラットフォーム対処法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（※）
「法務省からの削除要請については、『他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由がある』」とされており、法務省以外の削除要請については慎重な対応となるものと考えられる。
※情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会作成
（インターネット関係事業者による民間団体）（初版：2002年、第7版：2025年）

3 情報流通プラットフォーム対処法の施行

年月	情報流通プラットフォーム対処法に至るまで
2002年5月	「プロバイダ責任制限法」施行
2022年10月	改正「プロバイダ責任制限法」施行
2024年5月	改正「プロバイダ責任制限法」公布 ※名称を「情報流通プラットフォーム対処法」に改めた。
2025年4月	「情報流通プラットフォーム対処法」施行

（1）大規模プラットフォーム事業者の義務

- ア 対応の迅速化
 - ・削除申出窓口・手続の整備・公表
 - ・削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
 - ・削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内（省令で7日とされた））
- イ 運用状況の透明化
 - ・削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
 - ・削除した場合、発信者への通知

（2）大規模プラットフォーム事業者の指定

- 総務大臣が指定、平均月間発信者数が1,000万人以上などの条件を満たす事業者

大規模プラットフォーム事業者	（参考）サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	2025. 4. 30
LINE ヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINE オープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ	2025. 5. 29
株式会社サイバーエージェント	Ameba ブログ	2025. 5. 30
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

（３）削除の申出に対する大規模プラットフォーム事業者の対応等

- ア 削除の申出に対する大規模プラットフォーム事業者の判断
- 情報流通プラットフォーム対処法では、大規模プラットフォーム事業者に対し、被害を受けた者からの申出について、７日以内に削除するかどうか判断することが義務付けられた。
 - 法律の施行に併せて策定された総務省のガイドライン（※）では、「被侵害者以外からの申出についても、法律に準じて速やかに対応することが望ましい」とされており、こうした申出には地方公共団体からの申出も含まれると考えている。
- ※「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」

- イ 全国人権同和行政促進協議会との意見交換
- 今年度、19 都府県市で様々な人権問題を協議する「全国人権同和行政促進協議会」の会長県である本県が中心となって、大規模プラットフォーム事業者２者と意見交換を実施（その他の７者に対しては、2026 年に要請書を郵送）
 - 地方公共団体が、直接削除の申出を行った場合は、総務省ガイドラインのとおり、法律に準じて速やかに対応するよう求めた。
 - また、地方公共団体が、専門的知見を有する有識者等で構成する審議会等で調査・検討した上で直接削除の申出を行った場合は、信頼に足りるとされる法務省からの削除要請に準じた対応を求めた。

４ 情報流通プラットフォーム対処法を踏まえた県としての迅速な対応案

- 不特定多数を対象とした差別を助長する悪質で違法性の高い書き込みが速やかに削除されるよう、今後、大規模プラットフォーム事業者に対して、愛知県が直接削除の申出を行うこととする。
なお、削除の申出が恣意的な判断にならないように、専門的知見を有する愛知県人権施策推進審議会の意見を聴くこととする。
- また、大規模プラットフォーム事業者以外の事業者であっても、同様に直接削除の申出を行っていく。
(2025 年 11 月 27 日付けで、「全国人権同和行政促進協議会」会長から、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会会長あてに要請済)
- 県からの削除の申出には対応しない場合も想定されることから、引き続き、事業者の信頼の高い法務省名古屋法務局に対して、県から削除要請を行っていく。

５ 今後の予定

- 名古屋法務局との調整や他の自治体へのヒアリング等（2026 年 7 月頃まで）
- 愛知県人権施策推進審議会に、専門的知見を有する有識者等で構成する専門部会を設置（2027 年 2 月から 3 月頃まで）
- 運用開始（2027 年 3 月頃）